東大柏ベンチャープラザ安全管理マニュアル

１．目　的
２．関係法令の遵守とマニュアルの適用
３．入居者の責務と中小企業基盤整備機構の役割
４．安全管理上の留意事項
　４．１　特殊な実験等に関する特記事項
　　①　遺伝子組換え実験等
　　②　微生物取扱い実験等
　　③　動物実験
　　④　危険物に関する事項
　　⑤　特別な対策等を要する特殊な機器設置に関する事項
　４．２　環境安全確保の留意事項
　　①　法、条例等に基づく届出義務
　　②　実験排水の処理
　　③　産業廃棄物
　　④　一般廃棄物
５．事故発生時の危機管理
　５．１　事故発生時の連絡体制の整備
　５．２　事故発生時の危機管理対応
６．施設管理上の安全管理対応
　６．１　施設管理担当者による安全管理
　　①　入居者に対する指導
　　②　関係行政機関等との連携
　６．２　入居者の安全管理対策
　　①　安全管理体制
　　②　入居者の安全管理
　６．３　施設点検
　６．４　施設のセキュリティ確保
７．安全管理連絡会
　７．１　安全管理連絡会の設置
　７．２　安全管理連絡会の構成
　７．３　安全管理連絡会の任務
　７．４　安全管理連絡会の会議開催及び活動記録
８．その他
　８．１　各種保険
　８．２　その他

１．目的

東大柏ベンチャープラザ安全管理マニュアルは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が管理する東大柏ベンチャープラザ（以下、「本施設」という。）において、東大柏ベンチャープラザ入居者（以下、「入居者」という。）の安全な事業活動を確保するとともに、周辺住民等に対し危険又は迷惑を及ぼすことがないようにするために、安全管理に関する関係者への周知と必要事項を策定したものである。

２．関係法令の遵守とマニュアルの適用

入居者は、その事業活動にあたり「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「環境基本法」、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ法」という。）」、「下水道法」、「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高圧ガス保安法」などの法律の他、「柏市環境保全条例」等、安全衛生に関するすべての関係法令を遵守するとともに、本施設利用の安全衛生管理上のルールとして本マニュアルを適用するものとする。

３．入居者の責務と中小企業基盤整備機構の役割

入居者は、本施設内で行う自らの事業活動の安全衛生についてすべての責務を負うものとする。

中小機構は、本施設全体の安全衛生管理と入居者が行うべき安全衛生管理の的確な支援のため、関係者による安全管理連絡会の組織運営を担うとともに行政機関や学術機関等と連携して入居者の安全衛生管理に関する周知や啓蒙の中心的な役割を負うものとする。また中小機構は、入居者から提出、相談された実験内容等を当施設の安全管理のために用いることとし、その他の目的のためには一切取り扱わないこととする。

４．安全管理上の留意事項

４．１　特殊な実験等に関する特記事項

本施設で行う安全管理上特別な管理等を要する各種研究・実験、またこれに必要な実験等機器については、法令、省令等を遵守するものとする。

① 遺伝子組換え実験等

本施設では、「カルタヘナ法」に基づく実験等について、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第１号）」に定める拡散防止措置の区分の「Ｐ２」レベル以下の実験が可能である。

入居者は独自に、主に以下項目等を定めた遺伝子組換え実験に関する安全管理規程を作成するものとする。

・安全委員会の設置

・安全管理体制の構築（安全主任者の任命）

・実験計画の策定（実験管理者の任命も含む）
・拡散防止措置
・教育訓練
・緊急事態発生時の措置

各入居者の規程に則し、上記内容を書面で中小機構に提出するものとする。

②微生物取扱い実験等

本施設では、「レベル１」「レベル２」までの微生物を使用した実験が可能である。また実験実施にあたっては、入居者は独自に、主に以下項目等を定めた微生物取扱い実験に関する安全管理規程を作成するものとする。

・安全委員会の設置
・安全管理体制の構築
・実験計画の策定
・拡散防止措置
・教育訓練
・緊急事態発生時の措置

各入居者の規程に則し、上記内容を書面で中小機構に提出するものとする。

③ 動物実験

本施設では小動物に限り、実験エリアからの実験動物の拡散を防ぎ衛生管理を保持するための所要の措置をとったうえで、実験に必要な最低限度の期間の持込みを認めるものとする。また実験内容を、書面で中小機構に提出するものとする。なお実験の実施にあたっては「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号、平成 18 年 6 月 2 日改正）」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）」等の関係法令を遵守するものとする。

④危険物に関する事項

入居者が、消防法や自治体の火災予防条例等に定める危険物、毒物及び劇物取締法に定める毒物又は劇物その他の危険物の製造、持込又は保管等を行おうとする場合は、法令等に基づく所要の手続きを行うとともに、その取扱内容を書面で中小機構に提出するものとする。

⑤特別な対策等を要する特殊な機器設置に関する事項

本施設へのＲＩ設置は禁止する。その他放射線を発生させる装置等特別な措置を要する機器の使用に関しては、事前に中小機構に相談し、承認を受けるものとする。

４．２ 環境安全確保の留意事項

① 法、条例等に基づく届出義務

法令等に基づき、行政への届出義務を各入居者が負うものとする。届出義務を負う入居者は、行政関連窓口にて必要な諸手続きを行うものとする。また届出等の必

要書類の写しを中小機構へ提出するものとする。

② 実験排水の処理

本施設における各居室からの実験排水は柏市の排水基準を満たすこととする。

また原則として排水できるものは三次以降の洗浄水とし、原液、一次および二次洗浄水については入居者が個別に産業廃棄物処理するものとする。

なお居室備え付きの排水口に排水する場合は、法律に基づき事前に柏市への特定施設の設置届出書を提出するものとする。

③ 産業廃棄物

産業廃棄物は各入居者の居室内に保管し、入居者各自が直接処理業者と契約の上、入居者の責任・負担で処理するものとする。

④ 一般廃棄物

一般廃棄物は分別を行ったうえ指定曜日に本施設屋外ゴミ置き場に出すこととする。なお、引っ越しの際に発生する大量の一般廃棄物処理等は、入居者にて処理するものとする。

５．事故発生時の危機管理

５．１ 事故発生時の連絡体制の整備

中小機構の東大柏ベンチャープラザ管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）は、事故が発生した場合を想定し、関係者に正確に情報が通報されるよう、緊急時の連絡網を策定し、関係者に周知する。

（例）事故や異常事態の通報は、原則として２４時間体制で機能している委託警備会社　綜合警備保障㈱（緊急連絡先の登録）を経由し、常駐インキュベーションマネージャー、消防、警察、緊急病院、関係機関（県、市等）、入居者等に同時通報されるシステムをとっている。特に、施設管理担当者には情報が集約する体制をとるものとする。

５．２ 事故発生時の危機管理対応

施設管理担当者は、事前に事故が発生した場合を想定し、関係者が連絡を受けた場合の緊急時対応計画等を検討するものとする。

６．施設管理上の安全管理対応

６．１ 施設管理担当者による安全管理

① 入居者に対する指導

施設管理担当者は、入居者の事業計画書、模様替え等承諾申請書、工作物等設置承諾申請書、危険物の製造、持込、保管等承諾申請書及びヒアリング等を通じて入居者の本施設利用及び安全管理対応を確認の上、必要に応じ行政機関等の指導を仰ぎ、入居者事業活動上の安全性の確保に努めるものとする。

② 関係行政機関等との連携

施設管理担当者は、安全管理及び環境保全関係の行政機関（消防署、警察署、県、市の環境部局等）や専門家と連携を図り、必要に応じ入居者に対するモニタリング調査の実施や安全管理関係のセミナー、イベント等の啓発活動を通じ、入居者事業活動上の安全確保に努めるものとする。

６．２ 入居者の安全管理対策

① 安全管理体制

本施設の安全性を確保するために、入居者は施設管理担当者に対して、以下のものを配置する旨、連絡する。

イ、安全管理責任者及び日常窓口担当者

ロ、防火責任者（火元責任者）及び防火管理担当者

ハ、緊急連絡先（住所、氏名、電話）原則２名以上

② 入居者の安全管理

入居者は、安全管理関係書類、模様替え承諾等申請書等を中小機構に提出し、安全管理体制に鑑み適切な防災管理計画を立案、実行するものとする。

６．３ 施設点検

施設管理業務を㈱トーカンオリエンスに委託しており、本施設（機構管理設備を含む）の良好な維持管理を行うために施設点検等を行い、施設・設備の安全確保を図るものとし、施設管理担当者は、以下の業務内容を把握し、施設・設備の異常がないか、常時留意するものとする。

施設管理業務（安全管理関係）の内容

（ⅰ）設備管理業務

- 消防設備（消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓、非常照明設備等の法定点検）
- 昇降機設備（法定点検、定期点検）
- 自動扉（定期点検）
- 緊急シャワー（定期点検）
- 空調換気設備（定期点検）
- 給排水衛生設備（受水槽、中和処理装置、雨水貯留槽等の点検）

（ⅱ）消耗品交換・補充業務

（ⅲ）各種代行業務（受変電設備：電気主任技術者等の代行）

（ⅳ）その他業務　（清掃業務・植栽管理等）

施設管理担当者は、入居者による管理施設（模様替えによる内装設備、工作物、持込

危険物等）については、入居者に定期的に点検を行う等の指導を行い、確認するものとする。

６．４ 施設のセキュリティ確保

施設機械警備業務を綜合警備保障㈱に委託しており、本施設のセキュリティ確保を図っている。

その他、入居者において独自セキュリティシステムを構築する場合は、施設セキュリティシステムと十分連携を図るものとする。

施設機械警備業務の委託

①目的：機械警備機器等を整備し、本施設に係る火災・盗難を防止するとともに、設備警報盤異常の監視、通報及びその他の不良行為を排除し、施設・物品の保全を図るものとする。

②業務内容：（ⅰ）火災・不法侵入及び設備警報盤異常の監視、通報及び不良行為の拡大防止

（ⅱ）事故及び設備等の異常発生時における関係先等への通報連絡

（ⅲ）各種定期報告書及び事故報告書の提出

③警備設備：（ⅰ）居室内侵入者に対し、人感センサー感知設備配置

（ⅱ）廊下側扉の開閉に対し、マグネットセンサー感知設備配置

７．安全管理連絡会

７．１ 安全管理連絡会の設置

施設管理担当者は、入居者事業活動上の安全管理を確認し、かつ安全管理に関する情報を共有することにより、本施設全体の安全を確保し周辺住民等に危険又は迷惑を及ぼさないようにするために、本施設内に関係者等で構成する安全管理連絡会を設置するものとする。

７．２ 安全管理連絡会の構成

１）安全管理連絡会の構成案は次のとおり。

①施設管理担当者

②中小機構 関東本部 企業支援部　支援推進課

③委託警備会社：綜合警備保障㈱　施設管理会社：㈱トーカンオリエンスの管理責任者

必要に応じて、入居者等の安全管理責任者、関係行政機関（実験に関する内容、防災に関する内容により異なる）に参加を依頼するものとする。

２）安全管理連絡会は、中小機構が運営する。

７．３ 安全管理連絡会の任務

安全管理連絡会は、主として以下の任務を負う。

①安全管理連絡会の会議の開催及び運営
②入居者の事業活動上の安全管理・消防計画に係る確認及び情報収集
③安全活動方針、入居者に対する啓発活動方針の検討
④緊急時対応計画の検討
⑤その他、施設の安全管理に関する事項

７．４ 安全管理連絡会の会議開催及び活動記録

①安全管理連絡会の会議は原則として、年１回、定例会を開催するほか、必要に応じて中小機構が招集する。

②中小機構は、安全管理連絡会の会議を開催した時には議事録を作成しこれを保管する。

８．その他

８．１ 各種保険

中小機構は火災等のリスク移転のため、本施設について、①普通火災保険、②施設賠償責任保険（漏水担保特約等付）に加入しており、施設管理担当者はその内容（事故時の対応含む）等を確認しておくものとする。

また入居者は、自身の所有する機械設備等の財産に対する危険、損害を担保、補填する一助として、保険会社と損害保険契約等を結ぶよう努めるものとする。

８．２ その他

入居者は本マニュアルに定めのない事項でも、本施設の安全管理上必要と思われる事項については、本マニュアル制定の主旨に鑑み、適切に対応するとともに、遅滞なく施設管理担当者に相談・報告するものとする。